㈣　国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとした。（第一六条第一項関係）

㈤　市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとした。（第一六条第二項関係）

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇がん登録等の推進に関する法律（法律第一一一号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等（がん医療及びがん検診（以下「がん医療等」という。）の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。）、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、及び保存することをいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいうこととした。（第二条第四項関係）

㈤　この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究（匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。）をいうこととした。（第二条第五項関係）

㈥　この法律において「全国がん登録データベース」とは、5の㈠により整備されるデータベースをいうこととした。（第二条第六項関係）

㈦　この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された5の㈠の登録情報（匿名化が行われていないものに限り、6及び7により利用し、又は提供される場合を含む。）をいうこととした。（第二条第七項関係）

㈧　この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が5の㈠の⑵の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の6の㈠の⑴の病院等から届出がされたがんに係る情報（匿名化が行われていないものに限り、6及び7により利用し、又は提供される場合を含む。）をいうこととした。（第二条第八項関係）

㈨　この法律において「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。6の㈦の⑴において同じ。）ができないように加工することをいうこととした。（第二条第九項関係）

㈩　この法律において「特定匿名化情報」とは、6の㈦の⑴により匿名化が行われた情報並びにがんに係る調査研究を行う者から提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報についてあらかじめ匿名化した情報等をいうこととした。（第二条第一〇項関係）

3　基本理念

㈠　全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるとともに、その普及及び充実が図られなければならないこととした。（第三条第二項関係）

㈢　がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報（以下「がん診療情報」という。）の収集が図られなければならないこととした。（第三条第三項関係）

㈣　全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるとともに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならないこととした。（第三条第四項関係）

㈤　がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんに罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならないこととした。（第三条第五項関係）

4　関係者相互の連携及び協力

国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに3の㈣の情報の提供を受ける研究者は、3の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第四条関係）

5　全国がん登録データベースの整備

㈠　厚生労働大臣は、6により収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報（次に掲げる情報及び附属情報をいう。6において同じ。）並びに6の㈦の⑴により匿名化を行った情報並びにがんに係る調査研究を行う者から提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報についてあらかじめ匿名化した情報等を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならないこととした。（第五条第一項関係）

⑴　当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

⑵　当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所（厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称

⑶　診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

⑷　当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

⑸　当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

⑹　当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

⑺　当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

⑻　当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項

⑼　当該がんに罹患した者の生存確認情報（生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日（死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項）をいう。以下同じ。）

⑽　その他厚生労働省令で定める事項